

第2次福津市行財政改革大綱

【平成24年度～平成28年度】



平成24年8月

目 次

I	第2次行財政改革大綱策定にあたって	1
II	行財政改革の基本方針	2
III	取り組みの内容	3
	(1) 組織・システム	3
	(2) 財政・財産	4
	(3) 市民サービス	5
IV	取り組みの実施	7
V	用語集	8
資料	第2次行財政改革大綱の策定経緯	9

I 第2次福津市行財政改革大綱策定にあたって

福津市では、国の三位一体改革の推進、少子・高齢化の進行、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みといった状況を受け、平成19年3月に「行財政改革大綱」と具体的取り組みを示す「行財政改革大綱実施計画」を策定し、この5年間行財政改革に取り組んできました。

「行財政改革大綱実施計画」では78項目の具体的改革項目を掲げ、5年間の支出削減額を18億2千万円、収入増額を23億1千万円とし、合わせて41億3千万円の財政的効果を上げることが目標としていました。結果として削減額が19億8千万円、収入増額が23億円となり、42億8千万円の財政的効果を上げることができました。

ただし、収入増額については、大半が国の税配分の変更に伴う市税収入の増加によるもので、近年の経済情勢の影響や、市全体の生産年齢人口の減少が進んでいることから、基本的には税収の低下傾向が続いている状況です。

合併市町村の優遇措置であった普通交付税算定の特例も平成26年で終了し以降5年間で段階的に本来の算定に戻るため、福津市においては1年ごとに前年度比で1億円～1億5千万円程度の交付税の減少が想定され、財政的に益々厳しい状況となっていくことが予測されます。

支出の面では、福間駅整備・駅東土地区画整理事業関連の事業費は減少しますが、施設整備に伴う管理運営費の増加や全庁的な物件費の上昇、さらに事業費の償還に伴う公債費の増加、市民の高齢化や経済情勢の悪化に伴う扶助費の急激な増加傾向が続いている状況です。今後は超高齢社会が現実のものとなり高齢者人口の増大が市政に与える影響は益々大きくなると考えられます。

また、組織面においては、市職員の年齢構成は50歳以上の職員の割合が全体の3分の1程度を占めるため、今後10年間の大量退職による組織力の低下が懸念されるどころです。

一方で、将来に向けての投資として、総合計画に掲げる施策の着実な実施と市民サービス向上への取り組みも欠かせません。

こういった状況の中で、健全な行財政を維持するために、第1次行財政改革大綱の成果と反省点を踏まえた上で、引き続き平成24年度から向こう5年間庁内一丸となって行政経営の効率化に取り組んで行くために「第2次行財政改革大綱」及び「第2次行財政改革大綱実施計画」を策定します。

Ⅱ 行財政改革の基本方針

行財政改革の目的は、最小の経費で（経済性）、最大の効果（効率性）を発揮し、市民にとって真に必要なサービスの提供（有効性）を実現することにあります。

生産年齢人口の減少、超高齢社会の到来といった状況をむかえ、予算や人員に限られる中で、必要な市民サービスを提供し、かつ安定した行政経営を続けるためには、行政組織の力をこれまで以上に発揮することと、状況に応じた経費(予算)の再配分が必要となります。

また、改革内容が市民や職員に理解され支持されるには、何のためにどう変えるのかといった明確で分かりやすい道筋を示すことが求められます。

そこで、今後5年間の行財政改革の取り組みとしては、市民や地域との共働の推進、企業的経営手法の導入、行政評価制度の確立といった第1次行財政改革大綱の考え方を継承した上で、改革内容としては行政の組織力向上、経費(予算)の再配分といったことに力点を置きながら、目的を単純化、明確化して取り組み、市を取り巻く大きな情勢の変化に対応していくための体制づくりを進めていくこととします。

また、今後の体制づくりに欠かすことのできない取り組みや、庁内を上げて取り組むべき喫緊の課題、直ちに実行に移せば大きな効果が期待できる取り組みについては、特に重点を置く改革改善事項として位置づけ、進行管理を徹底することとします。

Ⅲ 取り組みの内容

□ 計画の構成

- (1) 組織・システム
- (2) 財政・財産
- (3) 市民サービス

(1) 組織・システム

市を取り巻く環境が非常に厳しくなる中で、市民サービスの維持・向上を図るためには、行政職員が様々な問題に対応していく必要があり、職員個々の能力向上は勿論のことですが、行政組織全体が持つ本来の力を余すことなく有効に発揮することが重要となります。

特に現在の職員年齢構成の状況や部経営の進展を踏まえますと、それぞれの部署におけるベテラン職員から若手職員への技術・ノウハウの継承、部署を越えた連携の強化による組織力の向上が必要となります。

そこで第2次大綱においては、組織連携強化のための庁内調整体制の構築、状況に応じて適切に対応できる組織づくりに取り組むものとしします。

その中で、特に重点を置く具体的な改革改善事項として、市の業務を担う行政組織について、「職員数・年齢構成の適正化」と、組織全体としての効率性有効性を高めるため、「庁舎統合」、「庁内連携の強化」を位置づけます。また幼児保育に対する市民ニーズの高まりに対応するため、「幼児教育・保育の適正化」を位置づけます。

具体的に取り組む事項（◆太字は重点事項）

◆ 組織力の向上

- 1 **職員数・年齢構成の適正化**
- 2 任務形態、任用形態の多様化
- 3 **庁舎統合**
- 4 **庁内連携の強化**
 - 4 - ① **窓口改善**
 - 4 - ② **定住化促進**
 - 4 - ③ **統合型地図情報システム^{※P8}の有効活用**
- 5 イベントの集客力を高める効果的な実施
- 6 会議改革

◇ 業務推進のための体制づくり

- 7 電子自治体の推進
- 8 財産台帳の電子システムへの一元化
- 9 職員提案制度の充実
- 10 議事録作成基準の統一化
- 11 郵便入札制度の導入

◇ 職員個人の能力向上

- 12 人事評価制度の再構築
- 13 育成型ジョブローテーション^{※P8}の実施

◆ 幼児教育・保育の適正化

- 14 保育所の再編
- 15 市立幼稚園のあり方についての検討

◇ 行政経営

- 16 行政評価の充実
- 17 公会計（市財政における財務諸表）の整備
- 18 公共下水道事業特別会計の企業会計化

（２）財政・財産

市を取り巻く環境（人口構造、社会、技術、経済等）が大きく変化している状況の中で、これまで実施していた事務事業の中には、その効果が徐々に薄れてきたものや、機能しなくなったものがあることが考えられます。これまで行ってきたことに固執することなく、再度、施策や事務事業のあり方を見つめ直し、状況の変化に適応していくことが求められます。

また、市有財産管理の面では、昭和50年代前後に学校施設も含め多くの公共施設が建設されていますが、これらの施設が10年先には順次耐用年限を迎え始めることとなり、どう維持・更新していくかが今後の大きな課題となることが考えられます。

第2次大綱では、収入と支出についての再点検を行い、収入すべきものについては着実に収入し、状況の変化に応じ適正に経費（予算）を再配分していくことに取り組みます。また、公共施設の維持管理について、長期的な視点に立って将来の予算配分を考えていくことに取り組むこととします。

その中で、特に重点を置く具体的な改革改善事項として、「補助金の適正化」

「収納対策の強化」、「公共施設マネジメントの導入」を位置付けます。

具体的に取り組む事項（◆太字は重点事項）

◆ **補助金の適正化**

19 **補助金の適正化**

20 地域づくりに関する各種団体の補助金・運営のあり方の見直し

◆ **収納対策の強化**

21 **目標管理に基づく滞納処分の強化**

22 収納課職員的能力向上

23 福津市、宗像市、古賀市徴税吏員相互派遣（併任徴収）

◇ 受益者負担等の適正化

24 使用料、利用料等の見直し

25 法人市民税の税率改正

◇ 人件費の適正化

26 時間外の削減、休日勤務の振り替えの徹底

27 諸手当の見直し

◆ **公共施設マネジメントの導入**

28 **公共施設マネジメントの導入**

29 **橋梁の予防保全措置によるライフサイクルコスト(生涯費用)の縮減**

◇ 財産管理の適正化

30 体系的資金運用

31 未利用財産の売却・活用促進

32 利用度が低下した公園の整理

(3) 市民サービス

組織・システムの改革、財政の改革を進める一方で、少子社会、超高齢社会の到来を考えますと、厳しい財政状況の中にあっても、市民や地域との共働を基本とし市民の立場に立って考え、可能な限り市民サービスの向上に努める必要があります。

事務事業の効率化を図りながらも、市民サービス向上のために取り組めることは、市民と接する現場での対応や組織的な取り組みを中心に、まだ残されているものと思われます。

第2次大綱では、部署ごとの改善の取り組みとともに、全庁的な連携をもって、これまで対応できなかったことにも取り組んでいくこととします。

その中で、特に重点を置く具体的な改革改善事項として、市民が色々な行政手続きをスムーズに行うことができるように「窓口サービスの向上」を位置付けます。

具体的に取り組む事項（◆太字は重点事項）

◆ 窓口サービスの向上

33 庁舎窓口の改善

34 住民票等のコンビニ交付の実施

35 住民基本台帳カード^{※P8}の普及および汎用性の向上

36 住宅取得相談窓口の設置

37 D・V^{※P8}等の被害者支援に関する相談窓口の連携強化

◇ 行政満足度の向上

38 指定管理者制度の検証及び導入促進

39 郷育カレッジ^{※P8}運営方法の見直し

40 議会インターネット映像配信の整備

41 土地境界立会台帳の充実

IV 取り組みの実施

(1) 計画期間

第2次行財政改革大綱の計画・実施期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

(2) 計画の実施

行財政改革の実施にあたっては、大綱に基づいて、具体的な改革内容等を示した第2次行財政改革大綱実施計画を策定し計画的に実施します。

実施した改革事項は、年度ごとの取り組み終了後にその検証を行い、状況に応じ、次年度の取り組み内容を見直す必要がある場合は見直し、取り組みがより有効なものとなるよう努めます。

市役所内部における大綱及び実施計画の進行管理については、「福津市行財政改革推進本部」が行い、市役所外部からの評価を「福津市行政評価委員会」が行います。

なお、毎年度の取り組みの結果については、市広報やホームページ等により市民に公表します。

V 用語集

統合型地図情報システム (P3)

GIS と呼ばれ、従来、紙の地図の上に整理されていた地形地物、建物等の空間情報、さらに土地の上で営まれる土地利用状況や、都市計画、道路、上下水道等の属性情報を、電算処理によって整理したシステム。土地に関する情報をパソコン上で重ねて見ることができ、様々な解析を行うことができる。

育成型ジョブローテーション (P4)

採用から一定の期間、定期的に人事異動を行い、様々な分野の部署での業務を経験することで、能力を開発、拡充していくこと。

住民基本台帳カード (P6)

住基カードと呼ばれ、市役所で簡単に交付が受けられるセキュリティーに優れた本人確認機能を持つ IC カード。行政手続きをインターネットや自動交付機で行う場合必要となる。今後検討されている証明書類のコンビニ交付を受ける場合にも必要となる。公的な身分証明書としても利用できる。

D・V (P6)

D・V＝ドメスティック・バイオレンス。配偶者（パートナー）や恋人からの暴力。広義では、女性、子ども、高齢者等、家庭内弱者への「くりかえし行われる身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズのはく奪、性的虐待」を示す。

郷育カレッジ (P6)

健康福祉、ふるさと、子育て、生きがい、環境、国際交流など、さまざまな分野のことを楽しみながら学習し、その学習成果を地域や社会に還元し、人づくり、地域づくりに、有効に反映させていくシステム。

資料 第2次行財政改革大綱策定の経緯

素案の作成過程

- 市役所庁内各課による課固有の改革テーマの検討
- 庁内行財政改革大綱策定会議テーマ別会議（窓口改善、定住化促進、施設維持管理、統合型GIS）による複数課にまたがる横断的改革テーマの検討
- 職員からの提案による全庁的な改革テーマの検討
- 庁内行財政改革大綱策定会議総括会議（総合政策部長、総務課、財政課、行政経営企画課）による取りまとめ
- 庁内職員向け説明会において、素案の叩き台説明、意見聴取
- 行財政改革推進本部（小山達生市長以下11名）による審議・作成

案の作成過程

- 行政評価委員会（加留部貴行会長他9名）に素案の諮問（平成24年3月14日）
- 行政評価委員会による素案の審議
- 行政評価委員会の意見を受け、行財政改革推進本部により案の作成

市民意見公募

平成24年6月6日～7月5日
提出意見なし

策定

- 行政評価委員会からの最終答申（平成24年8月2日）
- 行財政改革推進本部において大綱の策定（平成24年8月8日）

編集・発行／ 福岡県福津市 平成24年8月

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

【総合政策部 行政経営企画課】

TEL 0940-43-8121 FAX 0940-43-3168

URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

E-mail kikaku@city.fukutsu.lg.jp